



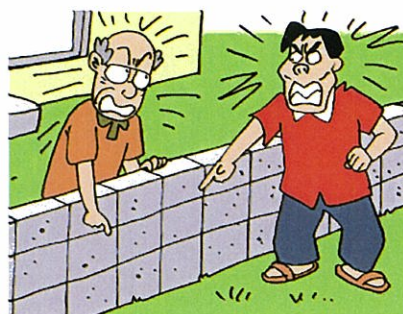
地籍調査を推進しよう！ わかっていますか！？

自分の土地の境界

地籍調査 をすることで、境界問題を解消。
みなさんの費用負担はありません。



①土地を購入し、改めて測ってみたら登録簿の面積と違っていた。



②塀をつくり替えようとしたら、隣の土地の所有者から「境界が違う」と言われた。



③相続を受けた土地の正確な位置がわからなかった。

地籍調査とは

区域の土地について所有者・地番・地目の調査及び境界を確認し測量調査の結果を登記に反映します。

地籍調査は市町村が行う事業で地元住民の方に個別に負担を求めることはありません。

地籍調査推進団体

千葉県

千葉県県土整備部用地課
TEL.043-223-3289

国土交通省地籍調査Webサイト
URL: <http://www.chiseki.go.jp/>

